

第3期久留米市障害福祉計画

－ 目次 －

1	第3期障害福祉計画の策定にあたって	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	2
(3)	計画の期間	2
2	計画の基本的な考え方	3
3	計画の特徴	4
4	平成26年度に向けた数値目標の設定	5
(1)	施設入所者の地域生活への移行	5
(2)	入院中の精神障害者の地域生活への移行	6
(3)	福祉施設から一般就労への移行	7
5	障害福祉サービス見込量と確保のための方策	9
(1)	指定障害福祉サービス・指定相談支援	9
(1-1)	訪問系サービス	9
(1-2)	日中活動系サービス〔介護給付〕	10
(1-3)	日中活動系サービス〔訓練等給付〕	12
(1-4)	居住系サービス	14
(1-5)	その他のサービス〔相談支援〕	15
◎	指定障害福祉サービス・指定相談支援 第3期計画の必見込量一覧	17
(2)	地域生活支援事業	18
	《必須事業》	
(2-1)	相談支援事業	18
①	障害者相談支援事業・市町村相談支援機能強化事業	18
②	地域自立支援協議会	19
(2-2)	居住入居等支援（居住サポート）事業	19
(2-3)	成年後見制度利用支援事業	20
(2-4)	コミュニケーション支援事業	21
(2-5)	日常生活用具給付等事業	22
(2-6)	移動支援事業	24
(2-7)	地域活動支援センター機能強化事業	25
(2-8)	障害児等療育支援事業	26

《任意事業》

(2-9) 訪問入浴サービス事業	27
(2-10) 日中一時支援事業・障害児タイムケア事業	27
(2-11) 社会参加促進事業	29
① スポーツ・レクリエーション教室開催事業	29
② 奉仕員養成研修事業	29
③ 福祉ホーム事業	30
◎ 地域生活支援事業 第3期計画の必見込量一覧	32

1 第3期障害福祉計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

障害者自立支援法は、障害のある人や障害のある子どもが、自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指し、平成18年に施行されました。

その目的を達成するにあたり、障害者自立支援法第88条に基づき、市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）の策定が義務付けられています。

本市では、平成18年度に「第1期障害福祉計画（以下「第1期計画」という。）、平成20年度に「第2期障害福祉計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、制度変更に伴うサービス体系の円滑な移行や障害福祉サービス提供基盤の整備を進めてきました。

このたび、平成23年度をもって現計画の期間が終了することから、国・県の動向や、本市におけるこれまでの第2期計画の数値目標に対する進捗状況や、各年度における障害福祉サービス利用の状況等を踏まえ、平成26年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、本市における障害福祉施策の一層の充実を図るために「第3期障害福祉計画（以下「第3期計画」という。）を策定するものです。

〔障害者自立支援法（平成17年法律第123号）抜粋〕

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (2) 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み量確保のための方策
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (4) その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制確保に関し必要な事項

（第3項以下 略）

(2) 計画の位置付け

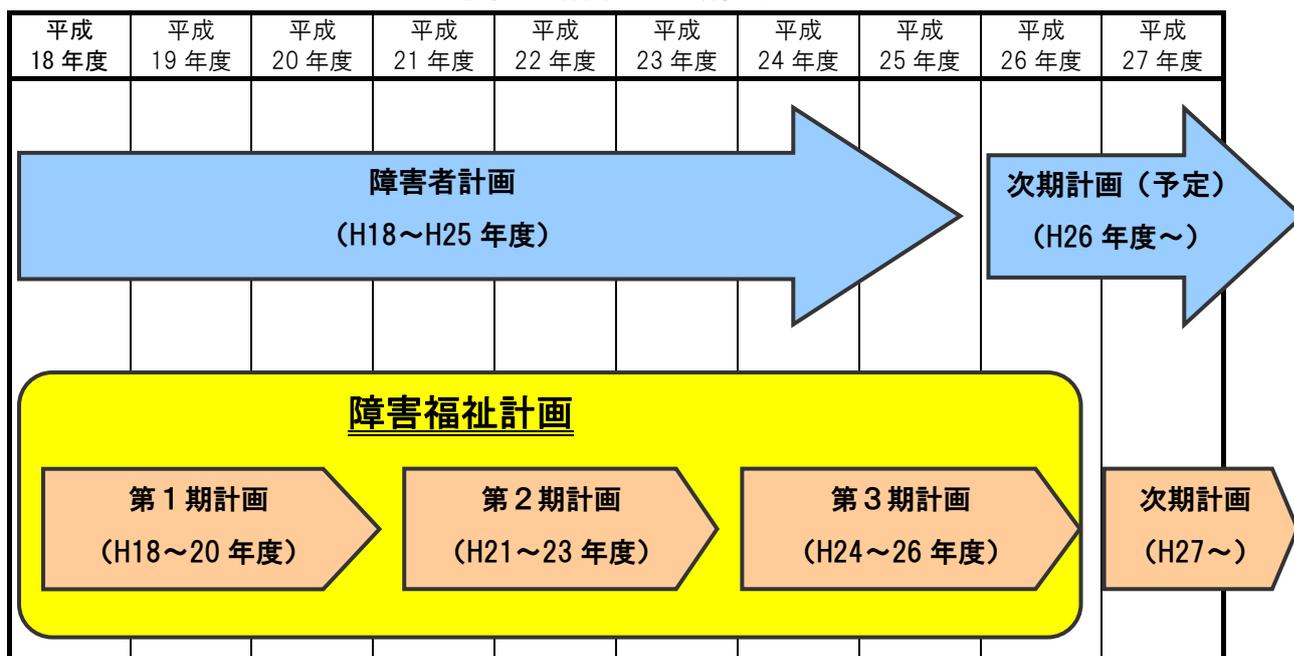
この計画は、障害者自立支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、計画の最終年度である平成26年度の目標及び障害福祉サービス等の見込量等について定めるもので、障害者施策に関する基本的な計画である「久留米市障害者計画」の理念を継承し策定するものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

ただし、現在、国において、制度の谷間のない支援の提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする障害者施策に関する法律の検討が進められており、計画期間中において、本計画の策定内容に大きく影響を及ぼす改正等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

【第3期計画の期間】



2 計画の基本的な考え方

第3期計画では、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害者（児）の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念をふまえつつ、第1期計画・第2期計画における基本的視点を踏襲し、下記の4つの視点に基づき障害者の生活に必要な障害福祉サービスなどの基盤整備を進めます。

基本的視点1

障害者が自分でサービスを選び、利用できる環境づくりを進めます

障害の種別、程度を問わず、障害者が、さまざまなサービスの中から、自分の生活に必要なサービスを選び、利用しながら、地域で普通に暮らすことができるよう、質・量ともに十分な障害福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業の確保に努めます。

基本的視点2

身体・知的・精神障害者に対して、共通のサービスを提供します

「障害者自立支援法」に基づき、これまで身体・知的・精神といった障害の種別ごとに分かれていたサービスを一元化することにより、サービスの充実を図ります。

また、発達障害や高次脳機能障害のある人については、従来から精神障害に含まれるものとしてサービスの給付対象となっているところであり、その旨の周知を図ります。

基本的視点3

地域生活への移行や就労を支援するためのサービスを充実します

障害者の自立を支援するため、施設や病院などから地域生活への移行や就労を支援するためのサービスの基盤整備を進めます。

基本的視点4

市内どこでも同じサービスが受けられるよう配慮します

サービスの基盤整備にあたっては、各地域の障害者の数やニーズなどを踏まえつつ、より身近な地域でのサービス提供の拠点づくりを進めます。

3 計画の特徴

第3期計画では、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（障害者自立支援法の一部改正）の施行や、障害者基本法の一部改正を踏まえ、障害者がより安心して各種福祉サービスを受けることが出来るよう、サービスの新設・変更や相談支援体系を見直しました。

主な変更点は以下のとおりです。

- 1 障害者自立支援法の一部改正により、平成23年10月から訪問系サービスに「同行援護」が加わりました。「同行援護」は、従来、移動支援を利用していた方のうち、重度の視覚障害者等の方を対象としたサービスであり、今計画では必要な時間数を見込みました。
- 2 法改正に伴う事業体系の見直しに伴い、日中活動系サービスの「児童デイサービス」は、根拠法が児童福祉法に移行したため、「児童発達支援及び医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」に再編し、相談支援は「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」に変更しました。
- 3 法改正に伴う相談支援体制の充実を踏まえて、地域生活支援事業の相談支援事業に「基幹相談支援センター」の設置を見込みました。

4 平成26年度に向けた数値目標の設定

計画策定にあたっては、国の基本指針に即しつつ、本市の実情を勘案し、本市の障害者計画の基本理念である「障害者が住み慣れた地域で普通に暮らせるまちづくり」の一環として、施設に入所している障害者などの地域生活への移行及び福祉施設の利用者の一般就労への移行等について平成26年度における数値目標を設定し、着実な取り組みを進めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	376人	平成17年10月1日の施設入所者数
平成26年度(目標年度)入所者数(B)	358人	平成26年度末時点の利用人員見込
【平成26年度目標値】 施設入所者削減見込	18人 5%	差し引き減少見込数(A-B) (A-B) / (A) × 100
【平成26年度目標値】 地域生活移行者数(C)	35人 9%	施設入所からGH・CH等へ移行した人の数 (C) / (A) × 100

※平成17年10月時点での施設とは、身体障害者(療護・更生・授産)施設、知的障害者(更生・授産)施設、精神障害者入所授産施設及び障害者支援施設(これらを「旧法施設」という。)を指す。

※「地域生活移行」とは、入所施設の入所者が施設退所し、生活の拠点をグループホームやケアホーム、福祉ホーム、公営住宅などの一般住宅へ移行した者をいう(家庭復帰を含む)。

※平成26年度における施設とは、旧法施設が平成24年3月31日までに障害者自立支援法に基づく施設入所支援に移行することから、全て施設入所支援事業所となる。

【現状】

施設から退所されている方もいますが、精神科病院の長期入院者の利用先として障害者の入所施設を利用されたり、児童施設からの障害者施設等への移動等の理由で入所者数は減っていません。

【考え方】

国の基本指針では、平成26年度末において、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することとされているとともに、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することが望ましいとされています。

しかし本市において、平成23年10月末時点の施設入所者数が373人であること、

また、現在の入所者がグループホーム又はケアホーム又は自宅などに居住の場を移しても、新たな対象者が順次入所していくことや、これまでの施設入所者の推移から、平成26年度の入所者を358人、平成17年10月1日からの入所者削減数を18人（5%）と見込みました。

【今後の取り組み】

- 地域生活への移行に際し重要な役割を担っているグループホームやケアホームを整備・運営する事業者に対して引き続き補助を行い、グループホーム等の整備や安定的な運営のための支援を行います。
- 地域移行に関する相談支援を充実させ、施設入所している人自身の選択を支援する取り組みを進めます。
- 地域生活への移行後も、継続的な自立と社会参加を実現させるため、市や相談支援事業者等の関係機関が連携して、地域定着に対する支援体制に取り組みます。
- 障害者週間に併せて実施する障害者問題啓発事業等の啓発活動を通して、市民の障害に対する理解の促進に努めます。

【平成26年度目標値】

- ①平成26年度末までの地域生活移行者数を35人とします。
- ②平成26年度末時点での施設入所者数については358人を目標に、継続して取り組んでいきます。

（2）入院中の精神障害者の地域生活への移行

【考え方】

地域への移行後の生活を総合的に支援し、安心して生活することができるための体制づくりの検討、相談支援機能や生活支援機能の充実を図ることにより、地域生活への定着を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
平成17年度の 一般就労移行者数	2人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成26年度の一般就労移行 者数	20人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国の目標：計画策定時の4倍以上)

※「一般就労した者」とは、一般に企業などに就職した者（就労継続支援A型及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

※この場合の「福祉施設」とは、次の施設をいう。

[身体障害者施設]更生施設、療護施設、授産施設（入所・通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

[知的障害者施設]更生施設（入所・通所）、授産施設（入所・通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

[精神障害者施設]生活訓練施設、授産施設（入所・通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

[就労移行支援事業所]・[就労継続A型事業所]・[就労継続B型事業所]

【現状】

就労移行支援事業及び就労支援事業所からの一般就労は一定の就職実績を挙げています。

ただし、定着率の把握が出来ていないため、職場定着の検証が必要と考えます。

【考え方】

国の基本指針では、平成26年度中に福祉施設の利用者から一般就労に移行する人数を平成17年度実績の4倍以上とすることを目指しています。

本市では、平成23年度11月末時点の達成状況から20人を見込みます。

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者見込数(C)	1,381人	自立訓練事業所、生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所が対象
【目標値】 上記(C)のうち平成26年度の 就労移行支援事業利用者数(D)	198人	D/C

【現状】

就労移行支援の利用者は増加傾向にありますが、旧法施設の新体系移行したサービスが相対的に生活介護や就労継続支援B型が多いことの影響を受けています。

【考え方】

国の基本指針では、平成26年度末における福祉施設利用者数見込のうち2割（本市に

あてはめると276人)以上が、就労移行支援事業所を利用することを目標としています。しかし、本市では、就労継続支援B型を選択する方が多いことや、旧法施設の新体系サービスへの移行状況から、平成26年度末の福祉施設利用見込者数を1,381人、就労移行支援事業利用者数を198人(14.3%)と見込みます。

項目	数値	考え方
平成26年度末の就労継続支援事業利用者数(E)	612人	A型; 207人 B型; 405人
【目標値】 上記(E)のうちA型(雇用型)利用者数(F)	207人 (33.8%)	(F/E)

【現状】

平成22・23年度に就労継続支援A型事業所の新規開設があったことにより、A型事業所利用者が増加しています。

【考え方】

国の基本指針では、平成26年度末に就労継続支援事業の3割(本市にあてはめると183人)が就労継続支援事業A型(雇用型)を利用することを目標としています。

本市においては、これまでの実績を加味して207人(33.8%)を見込んでいます。

【今後の取り組み】

- 福祉施設から一般企業などへの就労を促進するために、福祉・教育・労働の各分野のネットワークを構築し、就労移行支援事業所や関係機関の協働による円滑な就労移行に向けた協議を進めます。
- 事業所に対して、障害者雇用のノウハウの伝達や一般就労に関する助成事業等の周知に努めます。
- 平成23年4月に設置された「障害者就業・生活支援センターぽるて」による障害のある方の就労に向けた取り組みを進めます。

【平成26年度目標値】

- ①平成26年度中に福祉施設から一般就労に移行する人の数を20人とします。
- ②平成26年度末における就労移行支援事業の利用者を198人とします。
- ③平成26年度末における就労継続支援事業の利用者を207人とします。

5 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

※ 平成23年度の障害福祉サービスの実績については、平成23年11月1日現在の見込みの数値を記載しています。

(1) 指定障害福祉サービス・指定相談支援

(1-1) 訪問系サービス

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問による介護サービスを提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。

※ 「同行援護」は、平成23年10月1日からサービスを開始しています。

【第2期計画における見込量と実績】

単位；延利用時間/月及び実利用者数

年度		21年度	22年度	23年度
第2期計画見込量		11,605 時間	12,546 時間	14,179 時間
実績	月間利用延時間	10,961 時間	12,624 時間	14,509 時間
	実利用者数	358 人	412 人	457 人

【現状】

○ 平成21年度の実績は、見込量を下回っていますが、平成22・23年度では実績が見込量を上回っています。

【第3期計画の見込量】

単位；延利用時間/月及び実利用者数

年度	24年度	25年度	26年度
合 計	19,438 時間 507 人	22,143 時間 563 人	25,292 時間 625 人
居宅介護	11,083 時間	12,383 時間	13,835 時間
重度訪問介護	5,391 時間	6,606 時間	8,095 時間
同行援護	2,730 時間	2,867 時間	3,010 時間
行動援護	234 時間	287 時間	352 時間
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間

【目標設定にあたっての考え方】

- 第3期計画においては、平成23年10月1日より新たに障害福祉サービスに位置付けられた同行援護を加え、平成23年度までの実績に基づいて見込量を設定しています。
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、いずれのサービスも地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、今後もその需要は増加すると見込んでいます。

【推進に向けての方策など】

- 訪問系サービスについては、今後、障害のある人の地域生活への移行が進むとともに利用の増加が予想されるため、サービス事業者に対して情報の提供等を行い連携及び参入促進を図りながら見込量の確保に努めます。
- ホームヘルパーの養成・確保も重要であることから、関係機関等が実施する研修に関する情報提供を行います。
- ホームヘルパーに対する講座・講習などの受講を進め、質の高いサービスが提供されるよう今後も働きかけます。

（1－2）日中活動系サービス〔介護給付〕

常時介護を必要とする重度の障害者が、日中、必要な介護を受けながら安心して生活できるよう、「生活介護」や「療養介護」を提供します。

また、レスパイトケアとして緊急時の対応やご家族の介護負担の軽減等のために「短期入所」を提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【第2期計画における見込量と実績】

単位；上段 人日/月、下段 実利用者数（療養介護のみ人/月）

サービス名	21年度		22年度		23年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
生活介護	5,382	3,580	8,487	5,332	13,984	8,324
	234	198	369	278	608	411
療養介護	13	11	13	12	81	14
児童デイサービス	471	190	507	134	669	168
	68	57	76	46	96	56
短期入所	395	286	493	291	616	349
	116	63	145	71	181	83

【現状】

- 全体的に見込量を大幅に下回る実績となっています。

【第3期計画の見込量】

単位：上段：人日/月 下段実利用者数（療養介護のみ人/月）

サービス名	24年度	25年度	26年度
生活介護	11,636	11,705	11,774
	555	558	561
療養介護	17	20	24
短期入所	408	476	556
	97	114	133

※ 児童デイサービスについては、児童福祉法の改正に伴い、平成24年4月1日から児童福祉法の障害児通所支援に位置づけられることから、第3期計画においては見込量を設定していません。

【目標設定にあたっての考え方】

- 第3期計画においては、旧法施設の指定を受けている福祉施設等が平成23年度中には全て新体系サービスへ移行することも含めて、これまでの実績を加味して見込量を設定しました。

【推進に向けての方策など】

- 生活介護については、サービス量の充実を図るとともに、関係機関との連携を図りながらサービスの提供が行えるよう努めます。
- 療養介護については、制度改正に伴い、障害児施設から移行する人が想定されるため、サービス提供事業所と連携し、動向の把握と必要量の確保を図ります。
- 短期入所については、医療的ケアが必要な人への対応も含め、今後も受け入れ先の確保に努めます。

(1-3) 日中活動系サービス〔訓練等給付〕

障害者が自立した生活を送るために必要な自立訓練や、就労移行・継続のための支援サービスを提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
就労継続支援B型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型では企業などやA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人などを対象とします。

【第2期計画における見込量と実績】

単位：上段：人日／月・下段：実利用者数

サービス名	21年度		22年度		23年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
自立訓練（機能訓練）	0	28	0	122	161	204
	0	2	0	7	7	11
自立訓練（生活訓練）	529	276	759	446	1,288	517
	23	15	33	24	56	27
就労移行支援	1,311	619	2,024	1,131	3,036	1,445
	57	43	88	62	132	76
就労継続支援A型	575	184	989	519	1,081	1,168
	25	14	43	27	47	58
就労継続支援B型	2,093	1,090	3,956	1,930	8,326	3,783
	91	70	172	112	362	202

【現状】

- 全体的に実績が見込量を大きく下回っています。

【第3期計画の見込量】

単位：上段：人日／月・下段：実利用者数

サービス名	24年度	25年度	26年度
自立訓練(機能訓練)	342	572	957
	18	21	36
自立訓練（生活訓練）	865	1,003	1,163
	31	35	40
就労移行支援	1,847	2,078	2,655
	94	116	143
就労継続支援A型（雇成型）	2,629	5,917	13,317
	131	165	207
就労継続支援B型（非雇成型）	4,450	4,519	4,588
	231	234	237

【目標設定にあたっての考え方】

- 第3期計画においては、旧法施設の指定を受けている福祉施設等が平成23年度中には全て新体系サービスへ移行することも含めて、これまでの実績の伸びを加味して見込量を設定しました。

【推進に向けての方策など】

- 障害のある方の様々なニーズに対応した日中活動の場の確保に努めます。
- 「就労移行支援事業」「就労継続支援A型・B型」については、利用ニーズに応じたサービス提供が行えるよう、新たな事業所の参入を促進していきます。

(1-4) 居住系サービス

障害者の自宅以外の生活の場として、グループホームやケアホーム、入所施設の確保に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援等の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。

【第2期計画における見込量と実績】

単位：人／月

サービス名	21年度		22年度		23年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
共同生活援助 共同生活介護	121	125	141	149	185	160
施設入所	378	377	373	383	350	369
新体系 (施設入所支援)	102	63	180	160	332	228
旧体系 (居住系入所サービス)	276	314	193	223	18	141

【現状】

- 概ね見込量どおりとなっています。

【第3期計画の見込量】

単位：人/月

サービス名	24年度	25年度	26年度
共同生活援助・共同生活介護	172	185	199
施設入所支援	377	371	364

【目標設定にあたっての考え方】

- 第3期計画においては、旧法施設の指定を受けている福祉施設等が平成23年度中には全て新体系サービスへ移行することも含めて、これまでの実績の伸びを加味して見込量を設定しました。
- 施設入所支援については、これまでの実績から、今後も微減していくものと見込んでいます。

【推進に向けての方策など】

- グループホーム、ケアホームについては、障害者の地域での生活の場として整備を進めるため、サービス事業者の事業展開に参考となる情報を提供するとともに、整備に要する補助を継続し支援します。
- グループホーム、ケアホームの創設については、地域住民の障害のある方への理解が不可欠であることから、広報・啓発を積極的に行い、障害に対する理解の促進を図ります。

（1-5）その他のサービス〔相談支援〕

福祉サービスの利用援助などの相談支援を実施します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
相談支援	支給決定を受けた障害者の心身の状況やサービス利用意向、家庭環境などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

【第2期計画における見込量と実績】

単位：延利用時間/月及び実利用者数

サービス名	21年度		22年度		23年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
相談支援	16	0	37	0	53	0

【現状】

- 実績はありません。

【第3期計画におけるサービスの概要】

サービス名		内容
指定特定相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスを利用する全ての障害者を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の利用の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
指定一般相談支援	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は入院している精神障害者を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。
	地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害者等に対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行います。

- 指定相談支援は、平成24年4月1日から、指定特定相談支援及び指定一般相談支援に位置付けられます。
- 指定特定相談支援は、現在の指定相談支援で行っている障害福祉サービスの利用計画の作成等を行う計画相談支援と障害者等の相談支援を行う事業です。
- 指定一般相談支援は、国庫補助事業として行われていた精神障害者地域移行・地域定着支援事業の一部の個別給付化により、地域生活の準備のための外出への同行支援や入居支援等を行う地域移行支援、24時間体制の相談支援を行うことにより地域定着を図る地域定着支援のほか、障害者等の相談支援を行う事業です。

【第3期計画の見込量】

単位：人／月

サービス名		24年度	25年度	26年度
相談支援		32	213	1,220
指定一般相談支援	指定特定相談支援	26	200	1,200
	地域移行支援	5	10	15
	地域定着支援	1	3	5

【目標設定にあたっての考え方】

- 指定一般相談支援については、これまでの実績を加味して見込量を設定しました。

【推進に向けての方策など】

- 制度改正後も、引き続き障害のある方が必要なサービスを受けられることができるよう事業所に対し相談支援に係る新たな制度の周知を行います。
- 計画相談については、法改正により対象者の拡大が図られたことにより利用者の増加が予測されます。そのため、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、サービス利用計画作成に必要な体制を確保します。

指定障害福祉サービス・指定相談支援 第3期障害福祉計画の見込量

サービス		単位	必要見込量		
区分	名称		24年度	25年度	26年度
訪問系	訪問系サービス合計	時間/月	19,438	22,143	25,292
		利用見込数	507	563	625
	居宅介護	時間/月	11,083	12,383	13,835
	重度訪問介護	時間/月	5,391	6,606	8,095
	同行援護	時間/月	2,730	2,867	3,010
	行動援護	時間/月	234	287	352
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
日中活動系	生活介護	人日/月	11,636	11,705	11,774
		利用見込数	555	558	561
	療養介護	人/月	17	20	24
	短期入所	人日/月	408	476	556
		利用見込数	97	114	133
	自立訓練（機能訓練）	人日/月	342	572	957
		利用見込数	18	21	36
	自立訓練（生活訓練）	人日/月	865	1,003	1,163
		利用見込数	31	35	40
	就労移行支援	人日/月	1,847	2,078	2,655
		利用見込数	133	164	198
	就労継続支援（A型）	人日/月	2,629	5,917	13,317
利用見込数		131	165	207	
就労継続支援（B型）	人日/月	4,450	4,519	4,588	
	利用見込数	231	234	237	
居住系	共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	人日/月	172	185	199
	施設入所	人日/月	377	358	339
その他	相談支援	人日/月	32	42	51
	計画相談支援	人日/月	26	29	31
	地域移行支援	人日/月	5	10	15
	地域定着支援	人日/月	1	3	5

(2) 地域生活支援事業

《必須事業》

(2-1) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業・市町村相談支援機能強化事業

障害者やその家族などからの福祉に関するさまざまな問題についての相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスなどの利用支援などを行うとともに、障害者の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

【第2期計画における見込量と実績】

単位：箇所数及び実施の有無

サービス名	21年度		22年度		23年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
相談支援事業	1	1	3	2	5	2
市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有

【現状】

- 相談窓口の設置箇所数が見込を下回っています。

【第3期計画の見込量】

単位：箇所数及び実施の有無

サービス名	24年度	25年度	26年度
相談支援事業	2	2	3
基幹相談支援センター	無	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有	有	有

【目標設定にあたっての考え方】

- 障害者の身近な地域での自立した生活と積極的な社会参加を支援するために、福祉サービスの利用援助などの多様な相談に専門職が応じる相談窓口は重要な役割を担っており、現在2か所の利用状況を踏まえながら必要な整備を進めます。

【推進に向けての方策など】

- 久留米市障害者自立支援協議会での、障害者がもれなく相談しやすい体制に関する議論を踏まえながら、相談支援事業者等と連携を進めます。

- 地域の相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置に向けて検討し相談支援の充実を図ります。
- 指定相談支援事業所による支援相談の充実を図ります。
- 中立公平な立場での事業推進が図れることを配慮し、現在の相談窓口の利用状況を踏まえながら必要な整備を進めます。

② 自立支援協議会

障害児（者）に関する中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進する中核的な役割を果たす協議の場として「久留米市障害者自立支援協議会」を設置しています。

【第2期計画における見込量と実績】

サービス名	21年度		22年度		23年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有

【現状】

- 自立支援協議会を設置し運営しています。

【第3期計画の見込量】

サービス名	24年度	25年度	26年度
地域自立支援協議会	有	有	有

【目標設定にあたっての考え方】

- 第2期計画と同様に継続していきます。

【推進に向けての方策など】

- 地域自立支援協議会については、平成24年4月1日からは障害者自立支援法に基づき法定化されます。今後も地域生活における課題解決に向けて、主体的に取り組むとともに、関係機関とのさらなる連携を進めます。

（2-2）居住入居等支援（居住サポート）事業

知的障害者・精神障害者などで、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害者の地域生活の支援を行い

ます。

【第2期計画における見込量と実績】

サービス名	21年度		22年度		23年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
住宅入居等支援 (居住サポート)事業	有	有	有	有	有	有

【現状】

- 平成18年10月より、相談支援事業者「ピアくるめ」に事業を委託しており、家主などへの相談・助言等の支援を行っていますが、24時間支援については対応していません。

【第3期計画の見込量】

サービス名	24年度	25年度	26年度
住宅入居等支援（居住サポート）事業	有	有	有

【目標設定にあたっての考え方】

- 第2期計画と同様に継続していきます。

【推進に向けての方策など】

- 本事業をより一層活用する方策の検討を進めるとともに、今後も継続して広報・周知に努めます。
- 指定相談支援事業所等による相談の充実を図ります。

（2－3）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る事業であり、成年後見制度の申立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用など）や後見人などの報酬を助成します。

【第2期計画における見込量と実績】

サービス名	21年度		22年度		23年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
成年後見制度利用 支援事業	有	有	有	有	有	有

【現状】

- 事業を実施していますが、利用者が少ない状況にあります。

【第3期計画の見込量】

単位；利用見込者数

サービス名	24年度	25年度	26年度
成年後見制度利用支援事業	1	2	3

※ 国の指示により、必要量見込みの方法が実利用見込数に変更になっています。

【目標設定にあたっての考え方】

- これまでの実績を加味して見込みました。

【推進に向けての方策など】

- 事業の周知を図るとともに、平成24年10月に施行される「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、市町村虐待防止センターの設置を含む虐待防止体制を確立し、より一層市内の権利擁護体制の強化に取り組みます。

（2-4）コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思の疎通を図ることに支障がある障害者に手話通訳者・要約筆記者の派遣などにより意思疎通の円滑化を図ります。

【第2期計画における見込量と実績】

手話通訳者設置事業単位：設置見込み者数 手話通訳者派遣事業単位；利用見込み者数

サービス名	21年度		22年度		23年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
コミュニケーション支援事業						
手話通訳者設置事業	1	1	1	2	1	2
手話通訳者派遣事業(要約筆記者を含む)	520	514	530	345	540	570
(参考) 重度障害者コミュニケーション支援事業	有	有	有	有	有	有

【現状】

- 要約筆記の認知度が向上してきたことにより、利用者が増加傾向にあります。

【第3期計画の見込量】

手話通訳者設置事業単位：設置見込み者数 手話通訳者派遣事業単位；利用見込み者数

サービス名	24年度	25年度	26年度
コミュニケーション支援事業			
手話通訳者設置事業	2	2	2
手話通訳者派遣事業(要約筆記者を含む)	600	630	660
(参考) 重度障害者コミュニケーション支援事業	有	有	有

【目標設定の考え方】

- 手話通訳者派遣事業については、これまでの実績を加味して見込量を設定しました。

【推進に向けての方策など】

- 利用者の増加が見込まれるため、今後も手話通訳者、要約筆記者養成講座を継続して開催することで人材確保及び育成等に努めます。
- 平成21年9月に開始した重度障害者コミュニケーション支援事業については、引き続き制度の周知に努めます。

(2-5) 日常生活用具給付等事業

重度障害者などに対し、介護訓練支援用具や自立生活支援用具などの日常生活用具の給付・貸与などを行い、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。

また、住宅改修に必要な費用の助成を行います。

【第2期計画における見込量と実績】

単位：件（延べ）

サービス名	21年度		22年度		23年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
日常生活用具給付事業						
①介護・訓練支援用具	9	16	10	19	10	9
②自立生活支援用具	56	58	70	89	87	61
③在宅医療等支援用具	46	41	49	40	52	43
④情報・意思疎通支援用具	67	63	70	65	73	84
⑤排泄管理支援用具	2,636	4,613	2,979	4,857	3,366	4,786
⑥居宅生活動作補助用具	17	7	17	11	17	6

※ 上記の主な用具

①特殊寝台・移動用リフト②入浴補助用具・移動移乗支援用具③吸入器④点字関連用具・聴覚障害者用通信装置⑤ストマ用装具⑥住宅改修費

【現状】

- 継続的な給付を要するストマ用装具を含む排泄管理支援用具については増加傾向にありますが、その他の用具については用具ごとの耐用年数が異なることなどにより、増減を繰り返す状況にあります。

【第3期計画の見込量】

単位：件（延べ）

サービス名	24年度	25年度	26年度
日常生活用具給付等事業			
①介護・訓練支援用具	11	13	15
②自立生活支援用具	64	67	70
③在宅療養等支援用具	45	47	49
④情報・意思疎通支援用具	88	92	96
⑤排泄管理支援用具	4,882	4,980	5,080
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	8	10	12

【目標設定にあたっての考え方】

- これまでの実績を加味して見込量を設定しました。

【推進に向けての方策など】

- 障害者のニーズにあった種目を給付できるよう、定期的に種目等の見直しを行います。

- 用具についての情報収集に努めるとともに、利用者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図ります。

(2-6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者などについて、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

【第2期計画における見込量と実績】

上段：月利用延べ時間 下段：実利用者数

サービス名	21年度		22年度		23年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
移動支援	3,700	3,696	3,799	3,861	3,901	4,117
	242	244	249	251	256	268

【現状】

- 概ね見込量どおりの実績となっています。

【第3期計画の見込量】

上段：月利用延べ時間 下段：実利用者数

サービス名	24年度	25年度	26年度
移動支援事業	3,567	3,804	4,057
	233	249	266

【目標設定にあたっての考え方】

- 移動支援事業を利用している人のうち、重度の視覚障害のある人が平成23年10月より順次障害福祉サービスの同行援護を利用することから、同行援護に移行する利用者数及びこれまでの実績を加味して見込量を設定しました。

【推進に向けての方策など】

- 障害のある方が安心して外出することができるよう、利用者に対してサービスを提供できる事業者の情報や制度の内容を周知します。
- 利用者の増加に対応できるように、移動支援事業への参入呼びかけを実施します。

(2-7) 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進などを行う「地域活動支援センター」の機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図る事業です。

地域活動支援センターにはⅠ～Ⅲ型の3類型が国の要綱で例示されています。

【地域活動支援センターの概要】

種類	内容
Ⅰ型	<ul style="list-style-type: none"> ○従来の「地域生活支援センター」に該当するもの。 ○基礎的事業に加え、専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施します。 ○相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とします。
Ⅱ型	<ul style="list-style-type: none"> ○従来の「居宅生活支援（デイサービス）」に該当するもの。 ○地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施します。
Ⅲ型	<ul style="list-style-type: none"> ○地域において概ね5年以上安定的な運営が図られている小規模作業所などから移行するもの。

※地域活動支援センターでは、Ⅰ～Ⅲ型すべてにおいて「基礎的事業」として、利用者に対し創作的活動、生産活動機会の提供など地域の実情に応じた支援を行う。

【第2期計画における見込量と実績】 単位：①の上段 実施箇所、①の下段 利用者数、② 実施箇所

サービス名	21年度		22年度		23年度		
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	
地域活動支援センター							
①基礎的事業		16	16	16	13	17	13
		124	110	137	120	152	108
②機能強化事業	Ⅰ型	2	2	2	2	2	2
	Ⅱ型	0	0	0	0	1	0
	Ⅲ型	14(3)	14(3)	14(3)	14(3)	15(3)	14(3)

※ Ⅲ型には、市外（うきは市・小郡市）の利用分を含む。

【現状】

○ Ⅲ型については、平成23年度に初めて障害福祉サービス事業所への移行がありました。

【第3期計画の見込量】

単位；①の上段 実施箇所、①の下段 利用見込数、② 実施箇所

サービス名		24年度	25年度	26年度
地域活動支援センター				
①基礎的事業 ※		15	15	16
		120	125	130
②機能強化事業	I型	2	2	3
	II型	0	0	0
	III型	13(2)	13(2)	14(2)

※ III型には、市外（うきは市・小郡市）の利用分を含む。

【目標設定にあたっての考え方】

- 地域活動支援センター運営の安定化を図るため、今後も運営費の補助を継続していきます。
- II型については、生活介護事業所等の整備状況に鑑み、現時点では整備の必要性が高いとは認められないため、生活介護事業の整備状況を注視します。

【推進に向けての方策など】

- 久留米市障害者自立支援協議会における、障害者がもれなく相談しやすい体制づくりに関する議論を踏まえながら、相談支援事業者等と連携を進めます。
- 指定相談支援事業所による支援相談の充実を図ります。
- それぞれ地域活動支援センターが、その役割と機能を十分活かし、地域に根ざした活動ができるよう働きかけていきます。

（2－8）障害児等療育支援事業

障害児等療育支援事業は、在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児に対し、施設の有する機能を活用し、各種の相談・指導・助言等を行うことにより、障害のある子どもや障害のある人を支える事業です。

【第3期計画の見込量】

単位：箇所数

サービス名	24年度	25年度	26年度
障害児等療育支援事業	1	2	2

【目標設定にあたっての考え方】

- これまでの実績及び市内の施設の動向等を踏まえ見込みました。

【推進に向けての方策など】

- 福祉、保健・医療、教育等の関係機関との連携を強化し、障害特性や発達状況に応じた支援が継続できるよう体制の充実を図ります。
- 保育所等訪問支援事業や巡回支援等専門員整備事業の実施検討も視野にいます。

《その他の事業（任意事業）》**（2－9）訪問入浴サービス事業**

身体障害者の在宅生活を支援するため、訪問による入浴サービスを提供します。

【第2期計画における見込量と実績】

単位：人

サービス名	21年度		22年度		23年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
訪問入浴サービス事業	16	14	18	17	20	20

【現状】

- 概ね見込量どおりの実績となっています。

【第3期計画の見込量】

単位：人

サービス名	24年度	25年度	26年度
訪問入浴サービス事業	23	26	29

【目標設定にあたっての考え方】

- これまでの実績から、毎年3人の増を見込みました。

【推進に向けての方策など】

- サービス提供事業所の確保策として、介護保険事業所等に制度の周知と事業内容の説明を十分に行い、サービス利用の促進に努めます。

（2－10）日中一時支援事業・障害児タイムケア事業

日中一時支援事業とは、日中に一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して、日中活動の場を提供することにより、家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事

業です。

障害児タイムケア事業とは、障害者支援施設・中学校の特別支援教室等において、障害のある中高生等を預かるとともに、社会に適応する日常的訓練を行う事業です。

【第2期計画における見込量と実績】

単位：上段 人日/月、下段 人

サービス名	21年度		22年度		23年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
日中一時支援事業	978	707	1,066	751	1,164	579
	198	152	213	165	225	181
日中一時支援型	415	244	451	340	490	181
	122	83	130	104	134	114
障害児タイムケア型	563	463	615	411	674	398
	76	69	83	61	91	67

【現状】

- 実績は見込量を下回っていますが、総利用者数は年々増加しています。

【第3期計画の見込量】

上段：人日/月 下段：実利用者数

サービス名	24年度	25年度	26年度
日中一時支援事業	877	944	1,017
	197	214	232
日中一時支援型	459	505	556
	126	139	153
障害児タイムケア型	418	439	461
	71	75	79

【目標設定にあたっての考え方】

- これまでの実績を加味して見込量を設定しました。

【推進に向けての方策など】

- 需要増へ対応するため、利用者及び事業者に対して制度の周知や内容を十分説明し、サービス利用の促進やサービス提供体制の整備に努めます。
- 平成24年度に新設される「放課後等デイサービス事業」への移行の検討についても視野にいれます。

(2-1-1) 社会参加促進事業

① スポーツ・レクリエーション教室開催事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の健康づくりや交流、余暇活動の充実を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催する事業です。

【第2期計画における見込量と実績】

見込：開催回数 実績：上段・開催回数 下段・参加者数

サービス名	21年度		22年度		23年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
スポーツ・レクリエーション	10	10	10	10	12	10
教室開催等事業	715	619	720	639	735	718

【現状】

- 利用者数は、基本的には増加傾向にあるものの、参加者の固定化傾向が見られます。

【第3期計画の見込量】

上段：開催回数 下段：参加者数

サービス名	24年度	25年度	26年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	10	11	11
	728	738	748

【目標設定にあたっての考え方】

- これまでの実績を加味して見込量を設定しました。

【推進に向けての方策など】

- 障害者ふれあいスポーツ大会については、毎年種目や開催方法について十分検討するとともに、スポーツ教室については開催回数の増加について検討していきます。
- 一般市民対象のスポーツ・レクリエーション教室への障害者の参加のために啓発活動をすすめます。

② 奉仕員養成研修事業

聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思の疎通を図ることに支障がある方とのコミュニケーション支援の一環として、手話や要約筆記、点訳、朗読などの奉仕員を養成する事業です。

【第2期計画における見込量と実績】

上段：講座等の数 下段：参加者数

サービス名	21年度		22年度		23年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
奉仕員養成研修事業	4	4	5	4	5	4
	60	70	70	74	80	100

【現状】

- 平成23年度は持ち直したものの、修了者数が減少傾向にあります。

【第3期計画の見込量】

上段：講座等数 下段：参加者数

サービス名	24年度	25年度	26年度
奉仕員養成研修事業	5	5	5
	105	110	115

【目標設定にあたっての考え方】

- これまでの実績を加味して見込量を設定しました。

【推進に向けての方策など】

- 修了者数が減少傾向にあることから、事業の周知や利用しやすい開催日時・開催場所等を選定します。

③ 福祉ホーム事業

住居を求めている身体障害者に、低額な料金で居室その他の設備を提供する事業です。

【第2期計画における見込量と実績】

単位：人

サービス名	21年度		22年度		23年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
福祉ホーム事業	1	1	1	1	10	1

【現状】

- 横ばい状況にあります。

【第3期計画の見込量】

単位：人

サービス名	24年度	25年度	26年度
福祉ホーム事業	1	1	1

【目標設定にあたっての考え方】

- 第2期計画の実情を踏まえ、必要と思われる見込量を設定しました。

【推進に向けての方策など】

- 身体障害者に対する施設からの受け皿として、重要であるので、市内法人への周知を図ります。

地域生活支援事業 第3期障害福祉計画の見込量

区分	サービス名		単位	必要見込量		
				24年度	25年度	26年度
	(1) 相談支援事業					
	① 相談支援事業					
		ア 障害者相談支援事業	箇所	2	2	3
		イ 基幹相談支援センター	実施の有無	無	有	有
	② 市町村相談支援機能強化事業		実施の有無	有	有	有
	(2) 居住入居等(居住サポート)事業		実施の有無	有	有	有
	(3) 成年後見制度利用支援事業		利用見込者数	1	2	3
	(4) コミュニケーション支援事業					
		手話通訳者設置事業	人	2	2	2
		手話通訳者派遣事業	件(延)	600	630	660
		(参考) 重度障害者コミュニケーション支援事業	実施の有無	有	有	有
	(5) 日常生活用具給付等事業					
		① 介護・訓練支援用具	件(延)	11	13	15
		② 自立生活支援用具	件(延)	64	67	70
		③ 在宅療養等支援用具	件(延)	45	47	49
		④ 情報・意志疎通支援用具	件(延)	88	92	96
		⑤ 排泄管理支援用具	件(延)	4,882	4,980	5,080
		⑥ 居宅生活動作補助用具	件(延)	8	10	12
	(6) 移動支援事業		時間/月	3,567	3,804	4,057
			人/月	233	249	266
	(7) 地域活動支援センター					
	① 基礎的事業		箇所	15	15	16
			利用見込	120	125	130
	② 機能強化事業		I型 箇所	2	2	2
			II型 箇所	0	0	0
			III型 箇所	13(2)	13(2)	14(2)
	(8) 障害児等療育支援事業		実施見込箇所	1	2	2
	(9) 訪問入浴サービス事業		人/月	23	26	29
	(10) 日中一時支援事業		人日/月	877	944	1,017
			人	197	214	232
	日中一時支援型		人日/月	459	505	556
			人	126	139	153
	障害児タイムケア型		人日/月	418	439	461
			人	71	75	79
	(11) 社会参加促進事業					
	① スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		事業数	10	11	11
			参加者	728	738	748
	② 奉仕員養成研修事業		講座等数	5	5	5
			参加者	105	110	15
	③ 福祉ホーム事業		人	1	1	1